

しょうぶの里ショートステイサービス 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳寿会
 (2) 法人所在地 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間 2815 番地 1
 (3) 電話番号 0480-85-6688
 (4) 代表者名 理事長 三須 雄一郎
 (5) 設立年月 平成元年 7 月 28 日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類の 指定短期入所生活介護・平成 12 年 3 月 17 日
 指定県 1170500209 号
 (2) 施設の名称 しょうぶの里ショートステイサービス
 (3) 施設の所在地 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間 2815 番地 1
 (4) 電話番号 0480-85-6688
 (5) 管理者 岸野 嗣史
 (6) 開設年月 平成 2 年 5 月 16 日
 (7) 利用定員 15 人
 (8) 通常実施地域 久喜市、加須市、桶川市、鴻巣市、北本市、上尾市、
 蓮田市、伊奈町、白岡市
 (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 午前 9 時～午後 6 時

(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室などの種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	1 室	従来型個室 多床室
2 人部屋	3 室	
4 人部屋	2 室	
合計	6 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	【主な設置機器】移動平行棒、姿勢矯正用鏡 他
浴室	1 室	機械室、特殊浴槽
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（介護老人福祉施設併設）

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 人（常勤）	1 人（常勤）
2. 介護職員	27 人以上（常勤換算） 常勤 20 人以上、非常勤 7 人以上	27 人以上 （常勤換算）
3. 生活相談員	1 人以上（常勤）	1 人以上（常勤）
4. 看護職員	3 人以上（常勤換算） （常勤 1 人以上、非常勤 2 人以上）	3 人 （常勤換算）
5. 機能訓練指導員	1 人以上（常勤）	1 人
6. 介護支援専門員	1 人以上（常勤）	1 人（常勤）
7. 医師	2 人以上（非常勤）	療養上必要な人数
8. 栄養士	1 人以上（常勤）	1 人

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師（内科、外科、歯科）	月、火、水 13：30～16：30
2. 介護職	早番 7：30～16：30 日勤 9：00～18：00 遅番 10：00～19：00 遅々 11：00～20：00 夜勤 16：30～（翌）9：30

3. 看護職員	早番 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00
4. 機能訓練指導員	日勤 9:00～18:00

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ★利用料金が介護保険から給付される場合
- ★利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、原則としてサービス利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス（食費、滞在費）は全額自己負担となります。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:50～8:30 昼食：11:50～12:30 夕食：17:10～18:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③介護

- ・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
- 着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・日々簡単な健康チェックを行います

⑥緊急時の対応

- ・利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑦安全管理

- ・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しております。

⑧送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金>

サービスの利用料金につきましては、別紙「ご利用案内の利用料金表」をご参照願います。

(サービス利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります)

- ★ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「居宅サービス介護給付費明細書」を交付します。
- ★ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービスの全額をお支払いいただきます。
- ★ 送迎に関しては、片道184単位/片道加算されます。
- ★ 別途ご契約者の状態に応じて療養食加算他がサービス利用料金に加算される場合もあります。
- ★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

料金：朝食 450円

昼食 680円 (おやつ代を含む)

夕食 570円

希望食

通常のメニューのほかにご契約者のご希望に基づいて食事を用意しております。

利用料金：要した費用の実費

② 滞在費

ご契約者の滞在にかかわる光熱水費相当です。

料金：1日 1, 231円 (従来型個室)

915円 (多床室)

- ★食費及び滞在費の自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費及び滞在費の自己負担限度額とします。

○ 当施設の食費・滞在費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、食費及び滞在費の負担が軽減されます。
ただし、世帯が違っていても配偶者様が市町村民税を課税されている場合や預貯金等の額が一定以上ある方は軽減は受けられません。詳細は市町村役場へお問い合わせください。

③ 理髪・美容

【理髪サービス】

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1500 円

【美容サービス】

月に1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1500 円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

1日当たり 90 円

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付となっていますのでご負担の必要はありません。

※こちらのサービスは、ご契約者の希望によりご利用頂けます。

詳しくは、→別紙1をご覧ください。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。口座引き落としをご利用される方は、1か月分まとめて翌月28日（土日祭日の場合は、翌平日）に指定の口座から引き落とすものとします。

(4) 利用中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用期間中の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の70%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～18：00

○苦情解決責任者 管 理 者 岸野 嗣史

○相談窓口担当者 生活相談員 内藤 弘規

0480-85-6688

○第三者委員会設置 島田 久巳

0480-85-2003

鵜沼 政人

090-1701-1684

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久喜市役所福祉部介護福祉課	所在地 久喜市下早見85番地-3 電話番号 0480-22-1111
加須市役所高齢者福祉課	所在地 加須市下三俣290 電話番号 0480-62-1111
桶川市役所健康福祉部 高齢介護課	所在地 桶川市泉1-3-28 電話番号 048-786-3211
北本市役所健康推進部 高齢介護課	所在地 北本市本町1-111 電話番号 048-591-1111
鴻巣市役所健康づくり部 長寿いきがい課	所在地 鴻巣市中央1-1 電話番号 048-541-1321
蓮田市役所健康福祉部 長寿支援課	所在地 蓮田市大字黒浜2799-1 電話番号 048-768-3111
上尾市役所健康福祉部 高齢介護課	所在地 上尾市本町3-1-1 電話番号 048-775-6473

白岡市役所健康福祉部 高齢介護課	所在地 白岡市千駄野432番地 電話番号 0480-92-1111
伊奈町役場福祉課	所在地 伊奈町大字小室9493 電話番号 048-721-2111
埼玉県国民健康保険 団体連合会 介護保険苦情対応係	所在地 さいたま市中央区下落合1704番 国保会館内（8:30～17:00）土日祝を除く 電話番号 048-824-2568
埼玉県運営適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 電話番号 048-822-1243

6. 裁判管轄について（契約書23条参照）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

① 協力医療機関

医療機関の名称	三須医院
所在地	久喜市菖蒲町下栢間2814
診療科	外科 内科 麻酔科
医療機関の名称	新久喜総合病院
所在地	久喜市上早見418-1
診療科	総合
医療機関の名称	蓮田病院
所在地	埼玉県蓮田市根金1662-1
診療科	総合

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	三須歯科
所在地	久喜市菖蒲町下栢間2814

8. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
--

9. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無